



鏡」に改め、同号ルからワまで中「隣悪性」を「隣悪性」に改め、同条第九号ヲ中「大動脈瘤」を「大動脈瘤」に改め、同号ワ中「下肢静脈瘤」を「下肢静脈瘤」に改め、同条第十号ロ中「膀胱鏡」を「膀胱鏡」に改め、同号又及びル中「膀胱」を「膀胱」に改め、同号ワ及び同条第十二号ニ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同条第十五号チ中「臍帯血」を「臍帯血」に改め、同条第十七号中チをリとし、同号に次のように加える。

又 がん患者リハビリテーション

ル 認知症患者リハビリテーション

第十一条第十七号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 廃用症候群リハビリテーション

第十一条第二十号イ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同条第二十一号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 粒子線治療

第十一条第二十二号へ中「又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影」を「、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影」に改め、同条第二十四号ホ中「障害者」を「著しく歯科診療が困難な者」に改め、同条第二十五号中「口腔」を「口腔」に改め、同条第二十六号ロ中「鍼灸」を「鍼灸」に改める。

第十二条第一号口中「腋臭症」を「腋臭症」に改め、同号ヲを同号ワとし、同号ル中「結腸」を「大腸」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号又中「胃・十二指腸」を「胃、十二指腸」に改め、同号又を同号ルとし、同号中リを削り、チを又とし、同号ト中「狭窄」を「狭窄」に改め、同号中トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下手根管開放手術

第十二条第一号ハの次に次のように加える。

ニ 関節鏡下半月板切除術

第十二条第二号イ中「関節鼠」を「関節鼠」に改め、同号中ワ及びカを削り、ヲをカとし、ルをワとし、同号又中「痔核」を「痔核」に改め、「手術」の下に「（脱肛を含む。）」を加え、同号又を同号ヲとし、同号リ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「腹腔鏡」を「腹腔鏡」に、「胆嚢」を「胆嚢」に改め、同号チを同号又とし、同号中トを削り、へをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 顎下腺摘出術

第十二条第二号ニを削り、同号ハ中「靱帯」を「靱帯」に改め、同号中ハをホとし、ホの次に次のように加える。

へ 関節鏡下靱帯断裂縫合手術

第十二条第二号中口をハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 関節鏡下半月板縫合術

第十二条第二号イの次に次のように加える。

ロ 関節鏡下関節鼠摘出手術

第十二条に次の一号を加える。

三 四泊五日手術

イ 腋臭症手術

ロ 関節鏡下手根管開放手術

ハ 胸腔鏡下交感神経節切除術

ニ 水晶体再建術

ホ 乳腺腫瘍摘出術

ヘ 経皮的シヤント拡張術・血栓除去術

ト 下肢静脈瘤手術

チ ヘルニア手術

リ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術

ヌ 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

ル 痔核手術（脱肛を含む。）

ヲ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術

ワ 子宮頸部（膣部）切除術

カ 子宮鏡下子宮筋腫摘出術

第十三条第二号中「百日咳」を「百日せき」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種

第十三条中第二十一号を削り、第二十号を第二十二号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

第十三条中第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 水痘の予防接種

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 破傷風の予防接種

第十四条第一号中カをナとし、同号に次のように加える。

ラ 訪問歯科衛生指導

ム 歯科疾患在宅療養管理

ウ 在宅患者歯科治療総合医療管理

ヰ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理

第十四条第一号中ワをタとし、タの次に次のように加える。

レ 在宅患者連携指導

ソ 在宅患者緊急時等カンファレンス

ツ 在宅患者共同診療

ネ 在宅患者訪問褥瘡管理指導

第十四条第一号中ヲをヨとし、ルをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 介護職員等喀痰吸引等指示

第十四条第一号中ヌをヲとし、リをルとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 同一建物居住者訪問看護・指導

第十四条第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 施設入居時等医学総合管理

第十四条第二号中ヨをラとし、同号に次のように加える。

ム 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理

ウ 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理

第十四条第二号中カをナとし、同号ワ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同号中ワをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 在宅振戦等刺激装置治療指導管理

ツ 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理

ネ 在宅仙骨神経刺激療法指導管理

第十四条第二号中ヲをタとし、同号ル中「腫瘍」を「腫瘍等」に改め、同号中ルをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理

第十四条第二号中ヌをワとし、リをヲとし、チをルとし、トをリとし、リの次に次のように加える。

ヌ 在宅小児経管栄養法指導管理

第十四条第二号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをヘとし、同号ハ中「灌流」を「灌流」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 在宅小児低血糖症患者指導管理

二 在宅妊娠糖尿病患者指導管理

第十四条第三号へ中「疼痛」を「疼痛」に改め、同号ト中「褥瘡」を「褥瘡」に改める。

第十六条第四号中「受胎調整実施指導」を「受胎調節実地指導」に改める。

第十九条中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「、ト及びチ」を「、ト、チ、リ、又及びル」に、「及びハ」を「、ハ及びニ」に改める。